第291号
昭和49年1月25日発行

広報としま

休日に発熱、腹痛などをおこしたとき…
休日診療テレホンセンター
☎ 982—5183 へ
電話＝受付時間
午前9時～午後5時まで

世帯と人口
12月1日現在

		前月比
人口	308,848	(—560)
男	153,552	(—281)
女	155,296	(—279)
世帯数	134,530	(—175)

（住民基本台帳による）

発行　東京都豊島区役所　豊島区東池袋　1—18—1　☎〔981〕1111　〒170　編集　広報室

みどりの実態調査

—豊島区をみどりの街に—

残された緑は霊園と学校

調査結果まとまる

区では、先にみどりの街づくりの基礎資料をつくるために、専門の調査機関に依頼して、緑の実態調査を実施いたしました。

都市化により増々減っていく緑を守り、私たちの生活環境を改善していくために、緑の問題を区民の皆さまとともに考えていきたいと思います。

そこで、このほどまとまりました調査結果のあらましをここにご紹介いたします。

○調査方法

＜区分＞　おおむね町単位を一地域（ゾーン）として二十三ゾーンを設定。ただし、駒込、巣鴨、東池袋、西池袋、南池袋は面積、立地条件等を勘案し、左表のように分割しました。

ゾーン名	該当町丁目
駒込東	駒込一～三丁目
駒込西	駒込四～七丁目
巣鴨南	巣鴨一～三丁目
巣鴨北	巣鴨四、五丁目
池袋中央	東池袋一丁目 南池袋一、二丁目 西池袋一丁目
南池袋	南池袋三、四丁目
西池袋	西池袋二～五丁目

Aクラス	樹幹直径五〇センチ以上
Bクラス	樹幹直径四〇センチ以上五〇センチ未満
Cクラス	樹幹直径三〇センチ以上四〇センチ未満

＜対象地域＞豊島区全域

＜対象樹木＞幹の直径三〇センチ以上（地上約一・五メートルの高さで測定）を調査しました。

＜樹木の健康度＞直径五〇センチ以上の樹木について、樹勢、樹形、枝の伸長量、葉色などの要素を総合的に判断し、①良好②やや生気なし③かなり生気なし④劣悪状態等に、分類判定しました。

○調査結果

＜樹木数＞樹木総数は三一六〇本。他区の例では、目黒区、六四八七本、新宿区四九九三本。一〇ヘクタールあたりの樹木数は、豊島区二四・一本。目黒区四五本、新宿区二九本でした

＜ゾーン別樹木数＞第一位は、目白の七一二本。最下位は千川町一一本で、ゾーン別によって大きな差がみられます。

＜樹木の所在地別ベスト三＞

学習院大学四二八本、雑司が谷霊園三六九本、立教大学一七六本。二〇位までの樹木の合計は、一七六九本で、これは総樹木数の五六パーセントに当たり一般地域に樹木が少なく、一部に集中しているのがわかります

＜樹種別割合＞図2のとおり、シイ・イチョウ、ケヤキの三種で全体の六八・八パーセントを占めています。この樹種別傾向をゾーン別にみると、ケヤキの割合が比較的多いゾーンは、南池袋、雑司が谷、駒込西など寺社や霊園のあるゾーンと池袋、南長崎です。

イチョウは、駒込西と池袋・高松など区東部から北部にかけて多く、シイは、どのゾーンにも分布しています。桜やカシは目白にやや多く見られます。

＜太さ別樹木数＞図3のとおりで、Cクラスが六五・九パーセントと圧倒的に多くみられます

樹種別の傾向としては、ケヤキとイチョウは、大木になるにしたがって占有率が高く、シイは、Cクラスに多いといえます

太さ別にみる樹種別割合は図4のとおりです。

＜緑地面積＞ここでは、①公園②学校オープンスペース③公園学校以外で、樹林面積五〇〇平方メートル以上の都市林を総合して緑地と呼びます。

緑地面積の合計は、一〇五万一八六三平方メートルで、区面積の八パーセントに当たり、人口一人あたりでは、三・三三平方メートルになります。内訳は図5のとおりです。

＜公園の現況＞公園の総面積は八万六千四十三平方メートルで構成割合は、都立公園一か所五・二パーセント、区立公園一七か所で五四・九パーセント、児童遊園六九か所で三九・九パーセントです。

人口一人あたりの公園面積は〇・二七平方メートルで非常に低い数値です。

＜樹木の健康度＞直径五〇センチ以上の樹木の平均健康度は、二・六〇で、何らかの被害を受けています。

樹種別平均健康度は、図6のとおりで、ケヤキ、カシなどの武蔵野在来の樹種や、最も本数の多い（直径三〇センチ以上）でシイの健康度が良くありません。

＜総合評価＞表1のとおりの五段階の基準で判定した結果が、図1の＜緑の総合評価＞です。

○調査結果のまとめ

調査結果の主な内容は、以上のとおりですが、豊島区の自然環境とそれをとりまく問題点を整理すると、次のようになる—と報告は最後に述べています。

①豊島区の緑の絶対量は、きわめて少ない。

②豊島区の緑は、極端に偏在している。霊園、学校など一部施設の占有率が非常に高い。

③　公園面積が非常に少なく、緑の大半は閉ざされた緑である

④豊島区の樹木は、衰弱しているが、公園の樹木は、生育良好

—緑を守りふやすために—

区では、すでに昭和四十八年度の重点施策として、緑化推進をとりあげ、緑の保全と回復につとめておりますが、今後も一層その対策を推し進めてまいりますので、皆さまのご理解とご協力をお願いいたします。

表1　総合評価の判定基準

① 10haあたりの樹木数1本……1点
② 緑地率1%……1点
③ 1人あたりの公園面積 0.1㎡……1点

①,②,③の合計点数	評価
60点以上	A
40～60点	B
30～40点	C
20～30点	D
20点未満	E

図1　みどりの総合評価

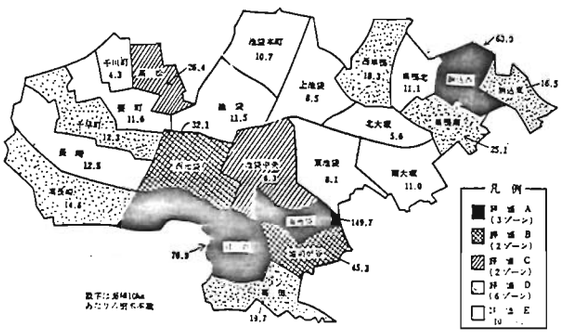

図2　樹種別本数と割合

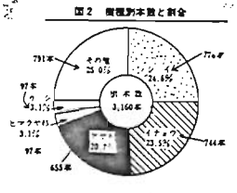

図3　太さ別樹木数と割合

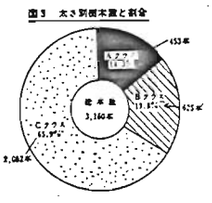

図4　太さランクに見る樹種別割合

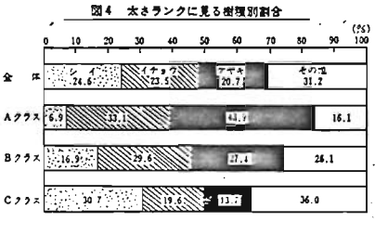

図5　緑地面積の内訳

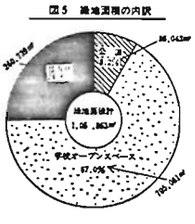

図6　樹種別平均健康度

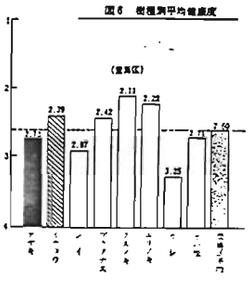

明るい街づくり　正しい納税から

―納税は期限内に―

2月15日 ▼ 3月15日

○所得税
○個人事業税
○住民税
（特別区民税・都民税）

ことしも、三税の申告時期が近づきました。正しい申告が、公平な課税のもとになります。

申告をおこたったり、不正な申告をすると、不利な取り扱いを受けることになります。期間内に必ず申告をしてください。

三税の申告手続について

○申告期限は、三月十五日までですが、例年三月になりますと、税務署の窓口が、非常に混雑し、長時間お待たせしたり、十分にご指導もできなくなりますので、できるだけ、二月中に申告を済ませるようにお願いいたします。

○所得税の確定申告書を提出された方は、住民税と個人事業税の申告書を提出する必要はありません

ただし、確定申告書の一面左下の「住民税、事業税に関する事項」の記入を忘れないようにしてください。

○税務署の納税相談の結果、所得税の確定申告の提出が不要となった方は、必ず住民税の申告書を提出してください

○住民税の申告書を提出された方は、個人事業税の申告をする必要はありませんが、「事業税に関する事項」の記入を忘れないようにしてください。

○税務署内に、住民税と個人事業税の相談窓口を設け、区役所と都税事務所の職員がお待ちしていますので、気軽にご相談ください。

○三税申告の共同説明会の日程

税務署、都税事務所、区役所の共催による、共同説明会を左表の日程で開催しますので、もよりの会場へ、おいでください。

月日(曜)	会場	時間	所在地
二月十四日(木)	長崎第五分署	午前一時三十分から午後四時まで	長崎二―二五―一八第六出張所管内
〃 十五日(金)	豊島署	〃	池袋二―一、〇三五第三出張所管内
〃 十九日(火)	区民センター四階	〃	東池袋二―一―九―一二区役所うら
〃 二十日(水)	〃	〃	東池袋三―一五―二〇第一出張所向側

特別区民税・都民税（住民税）の申告は区役所へ

○申告をする方は、

1ことしの一月一日現在、豊島区に住所があり、かつ昨年中に所得があった方で、その合計所得金額が、基礎控除、配偶者控除、扶養控除金額の合計額をこえる方です

所得税の確定申告書を提出される方や、給与所得のみで、勤め先の事業所等から区役所へ、給与支払報告書が提出されている方は、申告書の提出は不要です。また、つぎの所得は、申告の必要はありません。

(1)利子所得については、定期預金などで、源泉分離課税を選択した所得、または普通預金の利子所得

(2)配当所得については、少額配当所得（一銘柄、一回の配当が二万五千円（年一回の決算の場合は、五万円）以下の所得）および証券投資の収益分配金で、源泉分離課税を選択した所得。

2当区内で事業を営み、または、家族が当区内に居住し、事業主や世帯主などが、区外に住所をもっている場合は、事務所、事業所、家屋敷を有する旨の申告書を提出してください。

以上の申告をしなければならない方以外の場合でも、申告をお忘れになっているのか、申告義務がないのかの区別がつきませんので申告義務のない方も、申告書裏面の記入欄に、昨年一月から十二月までの所得状況（所得の無かった方は、生活費の入手先など）を、記載しご送付ください。

なお、この送付いただいた資料が、国民年金、児童手当などの支給や、国民健康保険料の軽減その他保育園入園手続などの福祉関係事務の資料ともなりますので、申告書の送付を受けた方は、ぜひご協力をお願いいたします。

○雑損、医療費控除の申告は、

給与所得者で、特別徴収（給料から天引き）で住民税を納めている方で、昨年中に、火災・水害・盗難などの損害にあわれたり、過大な医療費の支出があったため、雑損または、医療費控除を受けようとする方は、所定の申告書（区役所課税課に備えてあります）をお出しください。

○申告書の提出は、

二月初旬にお送りした申告書と同封の返信用封筒（切手不用）により郵送してください。

なお、未着、紛失や汚損の場合は、課税課あてご請求ください。

電話は課税課　内線241～245

所得税・贈与税の申告は税務署へ

○昭和四十八年分所得税の確定申告について

1正しい所得の申告を！

申告を忘れたり過少な申告をしたりしますと、後日ご来署願うなど、お手数をかけたり、加算税や延滞税など余分な税金を負担することになります。

2申告書はお早めに！

申告書の提出期限は、三月十五日ですが、三月十日をすぎると、窓口が非常に混雑しますので、申告のご相談や提出は、早めにお願いいたします。とくに、源泉税などの還付を受ける場合は、早期の申告により早く還付されます。

3申告書と納付書は、税務署からお送りした用紙でお願いします。

税務署からお送りした用紙には住所・氏名のほか納税者番号や予定納税額などが記載されていますので、手数を省くため、是非「あなたの申告書」・「あなたの納付書」をお使いください。

4期限内に納税してください！

第三期分の納期は、三月十五日です。延納の際は、三月十五日までに半額以上を納め申告書の「延納届出」欄に記入すれば、五月三十一日までに延納できます。

5振替納税は、納付書を申告書にそえて提出してください。

第三期分を振替納税される方は振替用納付書に金額を記入し、申告書に添えて提出してください。

あらたに振替納税を希望される方は二月末日までにお願いします

○贈与税の申告について

1買入資産等の「おたずね」

「おたずね」の回答書によって申告義務の有無や相談の必要等の判断をいたしますので、お早めにご回答ください。

2申告と相談

申告と納税は、二月一日から三月十五日までですが、三月に入りますと所得税の確定申告のために窓口が、非常に混み合いますので申告の相談や申告書の提出は早めにお願いします。なや、申告を忘れたり、過少な申告をされると、後日加算税や延滞税などを負担することになります。

○譲渡の「おたずね」について

1譲渡の「おたずね」の回答書によって申告義務の有無、相談の必要などの判断をいたしますので、お早目にご回答ください。

2申告と相談

申告書の提出期限は、三月十五日です。三月十日すぎになりますと窓口が非常に混雑しますので、お早目にお願いいたします。

3分離課税の譲渡所得のある方は「分離課税用」の申告書で申告を

昭和四十八年分から「分離課税用」の申告書ができましたので、土地家屋の分離課税の譲渡所得の有る方は、「分離課税用」の申告書で、申告してください。

○青色申告のおすすめ

所得税は、ご自身が計算して申告や納税をしていただくことになっておりますが、それには日頃から記帳が必要です。

経営の合理化や、節税のために有利な青色申告の制度がありますので、事業所得や不動産所得のある方で白色申告の方は、四十九年分より、ぜひ青色申告をされるようにお願いいたします。

申請の期限は、三月十五日までですが、早めにお出しください。

1記帳による利点

記帳することにより、お店の経営状態がよくわかり、経営の合理化や青色ができるほか、融資を受ける際にも役立ち、取引き先の信用も高まります。

2青色申告の特色

青色申告者控除十万円のほか、いろいろな特典があり、事業主に報酬を支払うことを認める「みなし法人課税」の選択ができることになりました。

3記帳方法などの相談

簡易帳簿は、一般には金銭出納帳中心の簡易帳簿でよいことになっておりますが、記帳方法についての相談は税務署の青色申告指導担当者や、商工会議所、青色申告会、また税理士会の経営指導所、日本税務協会などでも無料で行っていますので、気軽にご相談ください

○昭和四十八年分法定調書の提出について

1法定調書はお早めに提出を！

法定調書の提出期限は、一月三十一日ですが、一月二十五日をすぎますと窓口が混雑しますので、調書の書き方等のご相談や提出はお早めにお願いいたします。

2正しい法定調書の提出を！

提出もれや、内容の不備なものを提出しますと、給与等の支払を受けた方に迷惑をかけると同時に提出義務者の帳簿を調べ直し再提出していただくことがあります。調書提出の際は、「法定調書作成の手引」をご参照ください。

なお、法定調書の書き方などのおたずねは、税務署一階窓口③番電話984―二一七一　内線271・272までご相談ください。

※無料相談所のお知らせ

個人の所得税や帳簿のつけ方、経営上のことについては、次のところで専門の方が無料相談を行っていますので、ご利用ください。

◎商工会議所の東商相談所、青色申告会の税務相談所では、金融のあっせんも行なっています。

①税務協会定時相談所―毎週木曜二水曜。―以上は、いずれも、区民センター二階（東池袋1～20～10　電話984六四六四～五）です

③税理士会の経営相談所―土、日祝日を除く毎日　―山栄ビル四階（西池袋3～30～4　電話983二四七八・981四五八五）

④青色申告会の税務相談所―土、日、祝日を除く毎日（西池袋3～13～15　電話987二九三八）

⑤東京国税局の税務相談室―日、祝日を除く毎日―大手町合同庁舎二号館の東京国税局、税務相談室（千代田区大手町1～3～2　電話213―八〇〇一）

⑥税務相談室の板橋分室―日、祝日を除く毎日（板橋区板橋1～44～6板橋税務署内、電話　963―七七七四）

⑦税務署の税務相談室―毎月五の日―豊島税務署（西池袋3～33～22　電話　984―二一七一）

個人事業税の申告は都税事務所へ

個人で物品販売業、製造業などの所得税ご申告、「営業」（第一種事業）と申告されている方や、理容業、医業などの自由業で所得税に通常、「その他事業」（第三種事業）と申告されている方は、その事業の年間所得が課税の対象となりますが、事業主控除、事業専従者控除を差し引いた所得に課税されます。

◎所得税の確定申告書を提出し、または、個人道府県民税の申告書を提出した場合は―申告書が提出されたり日に、個人事業税の申告がされたものとみなされます。

◎事業所得額が、事業主控除額以下の方でも、損失の繰越控除（青色）、被災事業用資産の繰越控除（白色）、譲渡損失の繰越控除（青色）を、受けたい方は―毎年連続して申告してください。

◎各種控除について　―事業主控除として、年間八〇万円専従者控除として青色は、専従者給与額、白色は、一人一七万円です。

なお、青色申告控除額は、事業税の場合課税の対象に成ります。

◎豊島区内と他府県とに事業所がある方や、第一種事業と第三種事業とを兼業している方、また、開業医の方は、明細書をお出しください。…各用紙は、都税事務所の個人事業税係にありますので、お申し出ください。

電話でのお問い合わせは、豊島都税事務所　電話　981―一二一一までご連絡ください。

担当職員がご説明いたします。

成人式を迎えた目の不自由な方へ
盲人用腕時計をプレゼント

区では、今年成人式を迎えられた目の不自由な方に、盲人用腕時計をお贈りいたします。

つぎに該当する方は、身体障害者手帳及び印鑑をご持参のうえ下記係へお申込みください。

○昭和二十八年四月二日から昭和二十九年四月一日までに生れた方

○申込みと問い合せは福祉課福祉係（内296）へどうぞ。

小学校新入学のご案内

区教育委員会では、今春新入学されるお子さんに就学通知書をお送りしました。

該当年令は昭和四十二年四月二日～四十三年四月一月までに生まれた方です。

まだ就学通知書の届いていないお子さんがありましたら至急学務課学事係（内線408・409）までご連絡ください。

なお、外国人の方は、小学校中学校とも入学手続きが必要ですから、外国人登録証明書と印かんを持って区役所三階の学事係までおいでください。

（四月入所保育園児）
申込みは二月五日まで

先月の広報でお知らせしましたとおり、保育園に四月入所ご希望の方の申込みは二月五日火までです。お早めに申請してください。なお定員の関係でご希望どおり入所できるとは限りません。施設での保育が特に必要なお子さんから、順次入所を決めることにしておりますのでご承知おきください。

くわしいことは、福祉事務所（内線344）へお問い合わせください。

区立小・中学校のアルバイト募集

区内小・中学校の文書連絡用交換便添乗員（男子）を募集しています。勤務条件はつぎのとおりです。

○勤務時間　9時～1時

○賃金　千二百円

○年令　十八才以上

○希望する方は、区役所三階の教職員係、電話981―一一一番―内線　412番までどうぞ。

児童館から

―児童館2月のプログラム―

☆高松児童館＝973―七四二〇

16日3時、新春まんが映画会（リボンの騎子・他）　23日2時半、高松卓球大会（申込み受付は、1月26日～2月2日まで6・13・20・27日2時半、トランポリンの日

☆高田児童館＝987―六六〇〇

2日2時半「豆まき大会」

16日2時半「すもう大会初場所

25日～3月2日「おひなさまづくり」をおこないます。

☆池袋児童館＝982―四九九二

こどもは風の子・寒さなんか吹き飛ばして元気に遊ぼう。

2日「豆まき大会」とら年うまれの人を募集しています。

16日「もちつき大会」みんなでおもちをついて食べましょう

毎週火曜日は「体操の日」、水曜日は「絵と工作の日」金曜日は「球技の日」です。

☆西巣鴨児童館＝915―二三〇一

2日2時半「折り紙：工夫のいろいろ、その2」―親と子の講座No.6、講師―中村栄志氏。…楽しい折紙をお母さんも…。

9日2時半、ゲームと映画。

23日3時―ハッピーバースデイ

☆南長崎児童館＝950―三〇四二

9日2時半「お誕生日おめでとう」　16日2時、映画―抵抗の詩…第2次大戦中のユーゴーの少年たちの物語。他にマンガ映画もあります。23日2時半卓球大会、受付―12～22日まで

レコードコンサートのお知らせ

寒い2月の夜をレコード音楽で過ごしませんか。ところは区民センター音楽室・毎週水曜日午後6時から8時まで、2月6日は「火と音楽」ストラヴィンスキー（火の鳥）ファリャ（火祭り）ベートーヴェン（プロメテウス）、13日は「バロック特集」ブレトリウス（舞曲）バッヘルベル（組曲）シャイン（音楽の饗宴）、20日は「ピアノ協奏曲特集」で、モーツアルト、ベートーヴェン、リスト他の作品を、27日は「小品の魅力」イベール（喜遊曲）、ラヴェル（ボレロ）ベートーヴェン（ピアノソナタ）リスト（カンパネラ）他を。お問い合せは内線（437）文化係へ

ねたきりの老人に生活用具のお世話を

六十五才以上で、長い間お宅でねたきりの状態でいる方に、次のような要件にあてはまる場合に、日常生活用具をさしあげまたはお貸しして、ご老人の福祉をはかっております。

一　対象になる方

(1)　おおむね六十五才以上のねたきりの老人で、生活の中心となる方が所得税を課せられていないこと。

二　身体状況が次のような方

(1)　食事をするのにさしつかえがある方

(2)　介助しなければ便所にゆけない方

(3)　介助しなければ入浴ができない方

◇無料でさしあげる用具

(1)　スプリングマットレス

三つに分割されていて、厚さが約十五センチあり、カバーをかぶせそのうえに敷ふとんを敷いて使います。長期間の使用に堪え、保温も良くまた内部の湿気をそとに出すように設計されています。

(2)　便座

腰を掛けて両便ができ、ヒーターを取り付けてあります。

電気工事費をご負担いただく場合があります。

(3)　浴槽、湯沸器

浴槽は洋式に準ずるもので、ホーロー仕上げ、湯沸器は都市ガスを使います。取り付ける場合は一坪位の場所が必要で、ガス工事、排水工事費などは申請者のご負担となります。

◇お貸しする用具

特殊寝台

ハンドルをまわして、上半身または脚部が、傾斜調整できるように設計されており、マットレスをのせ、敷ふとんを使います。

かなり大きいので、四畳くらいの場所が必要となります。

以上の要件にあてはまる方でご希望がありましたら、厚生部老人福祉課老人福祉係　内線312・313番まで、お問合せお申込みください。

働きたいご老人に職業を
―老人求人求職相談―

◇仕事を求めている方へ

当紹介所では、日頃元気で働きたいご老人に、条件にみ合った仕事をご紹介していますのでお気軽にご相談ください。

◇各事業所へ求人のお願い

現在事業所等では人手不足で困ると、いうことをよく耳にしますが、ご老人でも元気で働きたい方が大勢いますので、もし老人に向く仕事がありましたらご協力の上ぜひ求人の申し込みをお願いします。

板橋高令者無料職業紹介所

板橋区大山東町五十一―一（板橋区民会館内）

電話　964―九六五・一九六六

（東上線大山徒歩四分、地下鉄板橋区役所前徒歩十分）

◎受付

日曜休日を除き毎日午前九時―午後四時（土曜日は午前中）

◎出張相談

みなさまの便宜を図るため、つぎのとおり出張相談を行なっています。

▽豊島区老人福祉センター

毎週金曜日午前十時～午後三時

豊島区南池袋三―五―十二

電話984五八九六

▽板橋区志村福祉センター

毎週木曜日午前十時―午後三時

62歳から67歳までの方は国民年金に加入できます

＜再開五年年金＞

明治三十九年四月二日から明治四十四年四月一日までに生まれた方は、昭和四十五年六月から昭和五十年五月までの（六〇カ月分）五年間の保険料（月額九百円）を納めることによって年額九万六千円（月額八千円）の年金が受けられる有利な五年年金に加入できます。

なお、現に厚生年金、共済組合などに加入している方、年金（通算年金も含む）を受けている方、年金を受ける資格期間を満たしている方は除かれます。

加入申込み期間は、昭和四十九年三月三十一日まで。

加入手続きは、区役所年金課へ印かんをもっておいでください。問合わせは適用係内線331へ

各種講座のご案内

◇日本文学講座　「徒然草」

講師　大正大学教授　山田昭全先生

◎期日　1月30日、2月6・13・20・27日、3月6・13・20日

◎時間　午前十時～正午

◎場所　豊島区民センター5階

◎受講資格　区内在住の方ならどなたでも受講できます。

◎申込み　申込書を1月30日までに直接窓口へまたは郵送で。

◎問合せ　区役所三階の社会教育第一係電話　内線　四一六

◇消費者講座

物の豊かな時代から物不足時代を迎えようとしている今日、日本経済の動向とともに、私たちの将来の生活について考えてみましょう。

○テーマ　「今年の経済と家庭生活」

○講師　日本経済協議会調査部長　神谷克巳氏

○日時・会場―2月14日・区民センター裁縫教室。2月15日・長崎厚生会館会議室。

いずれも午後一時30分から。

○お申込みは電話で消費経済係（内線289・290）へ。定員は先着50名。受付は2月1日から。

◇工業経営講座

「経済危機を乗り切る工業経営のあり方」

○講師　江木経営研究所長　江木実夫氏

○日時　二月十九日（火）午前十時から午後四時

○場所　区民センター音楽室（五階）

○申込は電話で商工係（内線286・287）へ。定員は先着八〇名。受付は二月一日から。

―中小商工業融資々金―

経営の合理化・設備の近代化に、この制度をご利用ください

☆貸付金額は、運転資金・設備資金。短期運転資金とも一五〇万円までですが、近代化長期設備資金・公害防止設備資金は、三〇〇万円までです。

☆申込先とお問い合わせは、区民部経済課商工係…内線288まで

（追記）「区民生活と区政」元旦発行の一面に豊島区全図を掲載いたしましたが、駒込三丁目十六番の緑色の丸印は妙義神社境内にある妙義神社境内児童遊園です。表示に脱漏のあったことをお詫びいたします。

お知らせ

給与支払者の皆さんへ
給与支払報告書の提出期限は1月31日

まだ提出されていない方は、至急受給者の、昭和四十九年一月一日現在お住いの市区町村長あて、提出してください。区役所一階区民税第三係・内線246～249

小企業経営改善資金 融資制度のご案内

小企業者の経営改善を促進し、経営の健全化をはかるための小企業経営改善資金、融資制度があります。これは、商工会議所を受付窓口として、貸出しと返済事務は、国民金融公庫が行なっています。

○融資の対象は―最近一年以上、同一商工会議所の地区内で事業を営み、商工会議所の経営指導を受けている方で、従事員数（事業主と家族従業員を除く）が、商業サービス業では二人以下、製造業その他では、五人以下の小企業者

○融資の条件は、無担保。保証人、信用保証協会の保証等も不要

(2)融資額は、一〇〇万円（運転資金は五〇万円）まで。(3)利子は、年七％で、手数料は不要。(4)返済期間は、二年間の月賦払いです。

○この融資の窓口は―

東京商工会議所、豊島支部。（豊島区東池袋一ノ二〇～一〇）

区民センター二階　電話　984―六四六四・六四六五。

法恩給の改正
旧軍人等の加算年が金額に算入されます

恩給法の一部が改正され、昭和四十八年十月一日施行されましたので、左記事項に該当する方は、請求手続きをしてください。なお時効は、権利発生から七年間です

○改正内容―戦地で勤務した旧軍人のように、特殊な勤務に服した公務員は、実際に勤務した年数のほか、加算年という割増在職年がついて、恩給受給権を取得するための在職年としてのみ算入されていましたが、今回の改正でこの加算年が、四十年を超えない範囲で、金額に算入されます。

○対象者―現に恩給を受けている方のうち、(1)七十才以上（六十八才から受付けます）の高齢者。(2)傷病恩給を受給している方で、普通恩給を併給されている方。(3)扶助料を受給している方、等のいずれかに該当する方が対象になります。以上の方でも、それぞれの最低保障額を超えませんと、改定効果が生じない場合があります。

○お問い合わせと手続請求先は、福祉課管理係（内線316・356）

特別給付金の継続支給

国債の最終償還を終えた戦没者の妻、父母に対し特別給付金が継続支給されます。左記に該当する方は、請求手続きをしてください

なお、時効は昭和四十八年十月一日から三年間です。

○戦没者の妻に対する特別給付金

(1)支給対象者―昭和三十八年四月一日および、三十八年十月一日に前回の特別給付金を受ける権利を取得した方で、四十八年四月一日に、公務扶助料、年金、給与金等のいずれかの給付を受けている方

(2)支給額六十万円（国債）

○戦没者の父母に対する特別給付金について

(1)支給対象者―昭和四十二年四月一日および四十二年十月一日に、前回の特別給付金を受ける権利を取得した方で、次の条件を備えている方。①昭和四十八年四月一日に公務扶助料、年金、給与金等のうちいずれかの給付を受けていること。②戦没者死亡時に戦没者以外に子も孫もなかったこと　③昭和四十二年四月一日から昭和四十八年三月三十一日までの間に氏を同じくする自然血族の子も孫もいなかったこと。

(2)支給額三十万円（国債）

お問い合わせは、福祉課管理係　内線316・356

私道排水設備助成のお知らせ

私道に排水設備を設置する場合は、つぎのように区で助成します

A排水管を新設する場合▽

◎条件―①私道幅員が、一、八十メートル以上あること。②利用戸数が、二戸以上であること。③下水管の埋設してある公道に連接していること。④土地所有者の工事承諾があること等です。

◎助成額―都で定めた標準工事設計額の半額。

A都から私道排水設備の助所を受けた場合▽

◎助成額は、都から受けた助成額の半額（都から私道排水設備の助成を受ける方は、下水道局西部管理事所の排水設備係におたずねください。

電話　362―四二八一～七

なお、申請手続など詳細は、区役所土木部管理課管理第二係

内線　364へお問い合わせください。

◇〝くらしと税金〟テレビ番組のご案内
―放送番組の日程―

国税庁提供によるテレビ番組、〝くらしと税金〟は、今年も引き続き、フジテレビ局（第八チャンネル）で、毎週土曜日の午前七時十五分から十五分間放送されます

1月26日―共かせぎとマイホーム
2月2日―戻ってくる税金
2月9日―住宅と税金

是非皆さまも、ご覧ください。

入学前予防接種のお知らせ

四月に小学校へ入学されるお子さんを対象に、定期予防接種（種痘二期、ジフテリア三期）を豊島区医師会に委託し、二月下旬に実施いたします。該当する方には直接郵便でご通知いたします。

詳しくは、保健衛生係内線319へ

豊島区立小学校連合 図工・書写展

○図工展―日時…二月九日～十三日午前十時午後四時。

○書写展―日時…一月三十一日二月二日～四日・午前十時～午後四時。ただし、四日は午前中のみ。

会場は、いずれも豊島区民センター一階ホールです。

ヘレン・ケラー学院 委託生徒を募集中
―あんまマッサージ・指圧科―

○委託生の資格―①東京都に住み身体障害者手帳を持つ視覚障害者または、これに準ずる方で、特に必要と認められる方。②職業技術がなく、修了後自立更生ができる方。③義務教育修了以上の学歴のある方。

応募方法など詳しくは、福祉事務所、内線343までどうぞ。

ねずみ退治のお知らせ
―2月15日～25日―

ねずみは、ペスト・ワイマル病などの恐ろしい伝染病をまきちらします。また、イエダニなどの衛生害虫発生のもとにもなり、衣類家具・食料品などにも大きな損害をあたえています。

ねずみ退治に一番良い時期は、繁殖季前に当たる今ごろです。

そこで、区では一斉退治を、二月十五日から二十五日まで実施します。是非ご協力ください。

なお、薬剤器具などで退治したあと、次のことを実施して、ねずみのいない町にいたしましょう。

(1)ねずみの飼になる食料品、調理くず入れなどの容器は、必ず、ふたをつけてください。

(2)内外の清掃をし、巣の材料になるものをなくしましょう。

(3)ねずみの頭部が入る程度の「すき間」があると出入りが出来ますので、必ず防いでください。

(4)調理場などの排水孔には、金網などで出入を防止してください。

(5)駆除その他の相談は―保健衛生係（内線319）へどうぞ。

官公所だより

○スポーツのご案内

◇卓球教室

前回のご好評にこたえて次のように教室を開催しますので、お誘い合わせの上ご参加ください。

○二月五、六日のいずれも午前十時～十二時。午後一時半～三時半

○対象は、午前の部―婦人。午後の部―婦人を含む一般です。

○定員は、各二十五名。○会場は区立総合体育場（東池袋四～四一～三〇）電話971〇〇九四。○費用は、使用料一回、四〇円。○申込は、電話で直接会場へ。○講師は早稲田大学教授で日本卓球協会副理事長の野村幾氏と、全日本社会人選手権者で豊島区体育指導委員の内田鉄山氏です。○持参するものは、運動靴、運動着、ラケット、タオル。気軽にご参加ください。

◇野球チームの登録更新を実施中

日曜、祝日、夜間に、区立野球場を利用するチームと区立中学校の校庭（大塚中・道和中）を少年野球に利用するチームが非常に多くなりました。

そこで、区では公平にご利用いただくために、チームの登録制を実施しており、今年利用されるチームの、登録をしていただいています。

また、昨年登録したチームも、今回の登録（巻）を改めて行わない場合は、利用できません。登録できるチームは、区内に住所または勤務先のある人により編成されたチームです。

登録方法は、登録申込書（体育課の窓口にあります）に必要事項を記入のうえ、提出してください。

登録は、常時受け付けています。

利用日時の決定は、登録したチームに指定の日時の抽せんに参加していただいた上で決定します。

なお、平日（昼間）、土曜午後の利用の場合、登録は不要です。

また、各連盟に加入のチームは連盟を通じて、申込書（各連盟にあります）を提出してください。

○申込書提出先と問い合わせは、区役所三階の体育課（内線436）へ

◇陸上競技審判員養成
講習会―（講義と映画）―

○開催日時―三月二日二時～九時

○会場―西巣鴨中学校図書室（南大塚三～十八―一、電話986〇六六一

○講師―日本陸連役員。○対象―クラブチーム役員。教員その他審判員を希望する方。

○定員―六〇名。○特典―日本陸上競技連盟公認の審判員第三種申請資格が修得できます。

○申込―往復ハガキまたは、電話で、体協事務局（東池袋一～十八区役所内）か、区役所三階の体育係内線418までお申込みください

○費用―陸上競技規則書購入費として約六〇〇円。持参用具は筆記するもの。　○実技の日程―四月七日（日）区立長崎中学校校庭で

◇区民駅伝大会（第21回）

○開催日時―三月十日（日）

○会場―皇居内堀一周約4.9km

○参加資格―一般の部…区内在住在勤の方で編成したチーム五名、補欠一名。中学生の部…区内在住在学の男女生徒六名。補欠二名。高校生の部―自由参加。

○集合場所の時間―皇居桜田門内午前八時半集合。九時出走。

○監督者会議―二月二十日午後六時、区民センター第三会議室。

○参加費―一チーム五〇〇円（中学生は無料）―今年から一般の部を、一部、二部に分けて表彰。

○申込み―二月二十日午後五時までに、区役所三階の体育係（内線418）までおいでください。

○保健所からのお知らせ

豊島池袋保健所では、二月から毎月第二金曜日に、定期献血をはじめます。受付時間は、午前十時から午後三時までです。

皆さまのご協力をお願いいたします。（電話987四一七一）

○都税事務所から

◇二月は、固定資産税、都市計画税第四期分の納付月です。

二月二十八日の納付期限までに郵便局または、銀行などの金融機関をご利用の上納めてください。

◇個人事業者の申告期限は、一月三十一日です。未申告の方は、至急申告をすませてください。

お問い合わせ先は、豊島都税事務所　電話　981―一二一一